

法律第九十六号（平二八・一二・二）

◎裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「満たない子」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七條の二第一項の規定により裁判官が当該裁判官との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該裁判官が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第一項に規定する里親である裁判官に委託されている児童のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として最高裁判所規則で定める者を含む。以下同じ。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十六條の二の次に次の一條を加える。

（裁判官の育児休業に関する法律の一部改正）

第十六條の三 裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六條の四第一項」を「第六條の四第二号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該裁判官が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

（法務・内閣総理大臣署名）